

報告1：長谷川 怜（学習院大学大学院人文科学研究科史学専攻博士後期課程）

満洲経営の論理—撫順炭鉱をめぐる陸軍と外務省の構想

本報告では、日露戦後の満洲経営において撫順炭鉱の権益がどのような位置づけであったのかを陸軍や外務省の動向から検討する。

撫順炭鉱は、日露戦争中から日本（陸軍）により開発が始められ、1905年のポーツマス条約で日本は経営権をロシアから引き継いだ。同年12月には「満洲に関する日清条約」を結び、ロシアからの権利譲渡を清国に認めさせた。そして、1909年の「満洲五案件に関する日清協約」において、「日清両国政府ハ、撫順及煙台兩処ノ炭鉱ニ関シ和平商定」し、「日本国政府カ上記兩炭鉱（撫順および煙台）ノ採掘権ヲ有スルコトヲ承認ス」ることが決定した。

撫順炭鉱を扱った先行研究の多くは、炭鉱労働者の労務管理や、日本からの炭鉱技術移転など、権益そのものではなく撫順炭鉱の経営をめぐる問題に偏重しており、撫順炭鉱の権益を日本が手中に収めるまでに、清国からの利権返還要求にいかに対応したのかという点や、満洲経営論の中で撫順炭鉱にどのような役割が期待されていたのか、といった点については十分な考察が行われてこなかった。

それを鑑みて、本報告では、①初期の満洲経営における主体となった陸軍が、撫順炭鉱の利権を活用して満洲経営の基盤にしようとする構想を紹介する。陸軍は、依然として仮想敵国であり続けるロシアに対する作戦準備のため、満洲に兵力集中用の路線敷設を計画した。しかし、軍事用鉄道には経済効果が期待できなかったため、財源として撫順から産出する石炭に期待をかけたのである。

また、②軍事的な観点からも必要とされた炭鉱権益の獲得のためには、清国からの返還要求を退けねばならず、外務省がそれにどのような論理を用いて対処したのかを明らかにしたい。

日本がロシアから引き継いだ満洲の各種利権は、いわば戦勝による「余得」であり、当初から明確な経営ヴィジョンが存在したわけではなかった。撫順炭鉱の権益を獲得する経緯を詳細に検討することにより、満洲経営の初動期の特質を明らかにする。